●5月は自転車マナーアップ強調月間です●

ルールやマナーを守って安全な自転車利用を

4月20日渋川南小学校で開催した「自転車の正しい乗り方教室」。4年生が安全に自転車に乗るための基本を教わりました。

自転車は、気軽に乗ることができて、環境に優しい乗り物です。しかし、自転車利用者の交通ルール・マナー違反や、自転車の関係する交通事故の発生が大きな問題となっています。

5月は、自転車マナーアップ強調月間です。ルールを確認して、安全に自転車を利用しましょう。

詳しくは、本危機管理室(☎22-2130)へ。

自転車安全利用五則を守りましょう!!

自転車は道路交通法上の「軽車両」で、車の仲間です。自動車と同じように、運転する人が守らなければならない交通ルールがあります。

3ページに掲載する「自転車安全利用五則」を確認し、ルールを守って利用しましょう。

自転車安全教育指導員からのアドバイス

石関 広明さん(左)
近藤 裕計(ひろかず)さん(右)

自転車も信号無視などの危険行為は、罰則の対象になります。「歩道を通るときは歩行者が優先」「交差点では二段階右折」などのルールを守って、安全に自転車を利用してもらいたいです。

中高生の自転車事故が多発しています

令和3年における県内の中高生1万人当たりの自転車事故件数は、全国で最も多くなっています。

中高生の自転車事故の相手方は、約9割が自動車です。自転車の利用者も、自動車の運転者も、お互いに交通安全を心がけましょう。

車の運転者は自転車に注意を

交差点での「出会い頭」や「右左折時」の自転車事故が多く発生しています。

車の運転者は、車道を通行する自転車に気を付けてください。自転車の動きをよく確認して、安全な間隔を確保するか、徐行するなどしましょう。左折するときは、自転車を巻き込まないよう、よく確認してください。

キッチリ守ろう!!『自転車安全利用五則』

その1 車道が原則、左側を通行　歩道は例外、歩行者を優先

自転車は「車の仲間」です。歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。

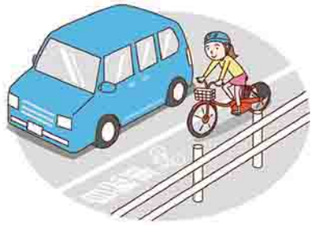

●「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できます

歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げることになる場合は、一時停止をしなければなりません。

その2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

自転車は、対面する車両用信号に従うのが原則です。「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機がある場合や横断歩道を通行する場合は、歩行者用信号に従います。

道路標識などにより、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。

その3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。前方の安全確認だけでなく、歩行者や車に自転車の存在を早めに知ってもらうことが重要です。

その4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。

その5 ヘルメットを着用

法改正により、自転車の運転者は、ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。

ヘルメットはあなたの命を守ります！

ヘルメットを着用しない状態で自転車事故により亡くなった人の約6割は、頭部を損傷しています。また、ヘルメットを着用していないときの致死率は、着用しているときと比べて2.2倍も高くなっています(※)。自転車事故による被害を軽減するためには、ヘルメットで頭部を守ることが重要です。

※平成29年～令和3年合計・警察庁資料より

POINT! 矢羽根型路面標示を知っていますか？

「矢羽根(やばね)型路面標示」は、車道において自転車の通行するべき位置と進行方向を示して、自転車の安全運行を促すものです。自転車利用者と自動車運転者の両方に、車道上の自転車通行位置を知らせる表示です。